

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（桜丘北保育所）
開 催 日 時	令和3年10月22日（金） 午後6時30分から午後8時20分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館4階 第3・4委員会室
出 席 者	会 長：富岡委員 委 員：石田委員、今西委員、笹田委員、村上委員、福間委員、渡辺委員
欠 席 者	なし
案 件 名	報告案件 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項について 審議案件 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準（案）と選定方法について
提出された資料等の名 称	資料1 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（桜丘北保育所） 資料2 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（関係書類一式） 資料3 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準（桜丘北保育所）（案） 資料4-1 選定審査の手順について（案） 資料4-2 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 選定基準（案） 資料4-3 委員欠席の場合の選定審査に係る採点方法について（案） 資料5 今後のスケジュール（案）
決 定 事 項	枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準と選定方法を決定した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	枚方市情報公開条例第5条第1項第6号、第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行うため非公開。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	子ども未来部 私立保育幼稚園課

審 議 内 容

【会長】

こんばんは。お忙しいところ遅い時間に集まりいただき、ありがとうございます。2人遅れている委員もおりますが、定刻となりましたので、第2回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本日の会議についてご説明をお願いいたします。

【事務局】

本日はお忙しい中、会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。初めに本会議の委員の出席状況ですが、本日は桜丘北保育所の民営化運営法人選定審査会となり、委員7人のうち現時点で5人の出席をいただいております、本会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日の配付資料についてご説明いたします。

(配付資料説明)

なお、本日の資料については選考に関する内容が含まれており、第1回選定審査会同様、会議終了後、事務局でそれぞれの委員用のフラットファイルに綴じて保管させていただきますので、会議終了後は全ての書類を机の上に置いたままご退席いただきますように、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の案件につきまして、次第に沿ってご説明いたします。

報告案件といたしまして、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項について」、審議案件といたしまして、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準(案)と選定方法について」となります。なお、前回会議録作成についてご審議、ご確認いただきましたが、意思形成過程を終えれば、会議録は公開いたしますので、本日も録音しております。あらかじめご了承ください。

【会長】

それでは、会議を進めてまいりたいと思います。まずは報告案件「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料1に基づき、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項について」の説明)

(説明中に、遅れている委員2人が出席)

【会長】

募集要項については、前回の第1回審査会において私に一任いただきました。皆様からいただいた当日持ち帰りしました意見を反映し、事務局と調整の上、このように決定させていただきました。募集要項については、これで決定とさせていただきますが、この件について、何かご質問等いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

ありがとうございます。皆様からいただいた意見は大体入っているかと思います。

それでは、先に進めさせていただきます。次に審議案件としまして、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準（案）と選定方法について」のうち、選定基準（案）について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（資料3に基づき選定基準（案）について説明）

【会長】

それでは、意見交換に移りたいと思います。審議案件のうち選定基準（案）についてご意見、ご質問がある方はおられますか。

【委員】

全部0点と想定しているが、確認事項の項目は結果的に点数がついてしまうということですか。

【事務局】

選定基準（案）は、実際に法人が出した書類をチェックしながら、1項目ずつ2点、1点、0点という点数をつけていく形になります。全ての項目が0点であれば、総計も0点という形になりますが、基本的には、確認事項は募集要項でこれはやってくださいと求めている内容になりますので、点数がつく内容でないと、募集要項で求めていることを書いていないことになります。実際の採点では、確認事項の項目は基本的には1点がつく場合が多いかと考えています。

あとは、先ほど申し上げたとおり、提案事項については募集要項でも、こういう提案をしてくださいという内容になっていますので、提案があれば1点、その提案が優れていれば2点、提案がなければ0点がつくという項目になっています。

【委員】

それでは、最低39点はつくということになりますか。

【事務局】

募集要項で求めている内容が法人の提出書類に記載され、全部の項目を満たしていることが確認できれば39点はつくということになります。

【委員】

0点の法人はないので、確認事項は全て1点とみなされるということですか。点数が1点のみの項目もありますが、その項目は1点のみということですか。他は全部0点でも1点しかない項目に1点をつけていけば、39点は確実につくということですか。

【事務局】

過去には確認事項の項目がすべて1点の場合、今回であれば39点を基準点としていましたが、それでは募集要項に書いてあることを全部しますという39点になるので、それが基準点というのは低いのでは

ないかと意見を過去にいただきまして、39 点に 1.5 を掛けた 59 点を今回基準点としてはどうかということでご提案させていただいています。

【委員】

最終的には法人の点がどれだけ低くても 59 点になるのですか。

【事務局】

採点の結果、59 点未満であれば、その法人は選定されないということになります。確認事項の 39 点も満たさないような点数しかつかないような法人の応募はないかと思っています。

【委員】

過去に基準点を下回ることはありましたか。

【事務局】

今ご提示している基準を仮に当てはめた場合、複数応募の中で基準点を下回った法人は過去にありました。

【委員】

59 点が基準点ということですか。

【事務局】

そのように事務局は提案しておりますので、こうしてはどうかというご意見がありましたら、今いただければと思います。

【委員】

あまりその 59 点の意味が分かりません。

【事務局】

募集要項で求めている内容を法人が満たした書類を提出するとその時点で 39 点がつきます。ただし、募集要項で提案して欲しいと求めている内容、例えば、10 番に「ニーズがあれば 19 時を超える延長保育が提案されているか」という項目がありますが、ここに 0 点がつくということは、選定審査会としてはこういう提案をして欲しいと思って項目を設けていても、法人は何も提案をしていないということになります。確認事項の基準だけを満たしており、このような提案の項目は全て 0 点がつくとなると、点数は 39 点となります。39 点では法人を選ぶ基準としては点数が低いのではないかとということがあり、この 1.5 倍の 59 点を基準点とし、法人の点数が 58 点以下の点数しか出なければ、その法人は民営化後の運営法人として選定しない、という取り扱いでどうかと提案させていただいています。

【委員】

3 番に「過去 3 年間の経営状態が安定しているか」という項目がありますが、過去 2 年ぐらいはコロナで大変な時期にも関わらず、過去 3 年間の経営状態が安定してるかというのは分かるのですか。10 年間くらい確認してほしいです。

【事務局】

まず保育に関しては、市から委託料という形で保育の運営にかかる経費を各法人に支給し、その委託料で運営しています。委託料については基本的にコロナの影響に関係なくお支払いしていますので、コロナによって保育所運営が赤字になることはないかと考えています。経理関係は今西委員にもご協力いただいてご意見を頂戴したうえで採点できればと考えています。

【委員】

28番は「阪保育所に勤務している枚方市の会計年度任用職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用を予定しているか」とありますが、今回の民営化は阪保育所ではありません。

【事務局】

すみません。これは表記誤りですので、修正させていただきます。大変失礼いたしました。申し訳ございません。

【会長】

いかがでしょうか。この後採点の説明があると思うので、それとあわせてご確認いただいたほうが分かりやすいかなと思います。そのときにご不明な点があれば、また言っていただければと思います。

【事務局】

今会長におっしゃっていただいたとおり、次の資料4-1で複数の法人の応募があったときの法人の選定方法も説明させていただきますので、そこもあわせて聞いていただいた上で、ご質問があれば承れぱと思います。

【会長】

いかがでしょうか。先ほども言いましたように採点の方法もあわせて聞いていただいたうえで、この項目もまた改めて見ていただいてもよいかと思っておりますので、一旦先へ進めたいと思います。

それでは、次に選定方法のうち、まず資料4-1、4-2について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料4-1、4-2に基づき選定審査の手順を説明)

【会長】

ありがとうございました。

初めてのことであり、いろいろ不安なこともあると思いますが、きちんとご説明をし、また確認しながら、途中経過で分からないことがあれば、協議もしながら進めていくということになるかと思っております。1回の採点でいきなり法人を決定するのではなく、書類審査の後、プレゼンテーション審査もあり、その後も含めて、何段階かの確認もできますし、ご不安なことがあれば、また確認や協議もしていくこととなります。資料4-1、4-2についてご意見やご質問等あれば、よろしくご願ひいたします。

【委員】

例えば5番の「保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえて、適切なものになっているか」というのは、どう理解すればよいですか。保育理念はあっても、保育の中身は実際やってみないと、見てみないと分からない内容だと思います。この下の6番の「保育所運営方針が、保育所設置目的を踏まえ、適切なものになっているか」という項目も文面だけで分かる内容なのですか。

【事務局】

各法人は保育理念を持っており、過去の応募書類でも、大分詳しい内容を書いてこられていました。法人が大事に思っている保育理念を書いてこられるので、文章を見ていただいて判断することになると思います。

【委員】

もし実際の運営が始まって違ったということがあっても、文章だけで判断するということですか。

【事務局】

基本的に書類審査になりますので、文書での判断にはなりますが、保育所運営方針や設置目的は重要な内容ですので、どこの法人もきちんとしたものを持っておられて、既に法人で運営している施設で使われているものがベースとしてあるかと思います。内容が確かによいものなのか、そうでもないのか、最新の内容が反映されているのか、古いものなのかというのは、学識経験者の方々のほうが詳しいので、例えば応募書類の内容に対して、これはどうなのでしょうかとということを意見交換しながら、点数をつけていくことになります。

【委員】

私たちは文面だけでそれを採点するかたちということですか。

【事務局】

書類審査は一旦そうなりますので、例えば口頭で聞いて確認しておきたいということがあれば、プレゼンテーションで聞いていただくことになります。

【会長】

今のご説明のとおりかと思います。一旦は、その法人がどのような考え方で、どのようなことをしようと思っているのか。どのようなことを大事にされてるのか、というのをまず確認いただくことがあるかと思います。通常は大抵きちんと書かれてきます。まずそこが一旦判断の基準になりますし、その理念の下、実際今どのような運営をしているのかという確認は、プレゼンテーションのときに各法人からご説明をしていただけたらと思います。

今のご質問は恐らくそれをすると行ってたのに、実際やらなかったらどうなるのかという話だと思いますが、履行できないというのは法人選定後の段階になってくると思います。まず書いた内容をするという前提で法人を選定することになります。そのときに、もし不安なところがあれば、答申を出すときに、例えば、法人の保育理念をととてもすばらしい、とても気に入ったので、必ず実行してくださいということを附帯事項として書くということはできます。その内容を担保してくださいということを書いていくことは必ずできます。

【委員】

引継ぎに関して、前回、他府県からの応募の話が出たと思いますが、法人が遠かった場合、引継ぎのことはどう考えていますか。来れるのでしょうか。

【事務局】

募集要項の要件にしていますので、引継ぎに來れないという法人は、正直応募されないと判断していません。

【委員】

例えば他府県の法人であれば、こちらに住み込みで保育することになるのですか。

【事務局】

これまでは大阪府内でしたが、今までは自分が働いている施設から、共同保育の日は保育に来て帰られるというかたちであり、近くに住んでということはなかったかと思ひます。

【委員】

他府県からの応募もあるということで、遠いから引継ぎが難しいと言われる場合は絶対ないのですか。

【事務局】

募集要項の要件になっており、この内容を基に協定書も結びますので、基本的にそういったことは起こらないと考えています。

【委員】

渚保育所では電話での引継ぎもあったと聞きましたが、それはおかしいですよ。そういった引継ぎのマニュアルや計画表はきっちり出されるのですか。

【事務局】

渚保育所では、引継ぎに行けないので電話だけで引継ぎをしているという印象かと思ひますが、令和2年度当初の緊急事態宣言により、4月は施設長予定者が渚保育所を訪問する予定でしたが、引継ぎに來ることは自肅していただき、その間は電話でのやり取りをさせていただいたものです。引継ぎの共同保育は民営化前の10月から新しい法人の職員が來ており、渚保育所に来て引継ぎを受けています。

【委員】

共同保育の計画表みたいなものはしっかり出してくれるのですか。

【事務局】

10月から共同保育に入りますので、共同保育の前月に次の月の共同保育配置表という計画表をいただき、その月が終われば実績ももらいますので、計画どおり配置されたのか毎月事務局で確認しています。

【委員】

計画どおりにいかない場合は、引継ぎはできていないというように思ったらよいですか。

【事務局】

計画が変更になることはもちろんあると思いますので、総合的に募集要項の要件を満たしているかどうかというところになるかと思います。共同保育については、毎月時間数を右肩あがりには手厚くするというように考えておりますが、お子さんの状況を見ると、もう少し早い段階で引継ぎに入ったほうがよいとか、その逆もあるかと思っておりますので、計画の変更はあるかと思っております。トータルとして募集要項の内容が守れるかどうかというのは、途中の段階でこのままいくと募集要項の内容が守れなくなる、もう明らかに募集要項で求めている時間数の配置ができなくなるというのは、毎月計画を提出してもらうことによって早めに分かりますので、そういった場合は早くお伝えして、そういうことにならないようにしていきます。

【委員】

それでもなった場合はどうなりますか。

【事務局】

これまでも、共同保育において、3か月の期間のみ保育士を確保することが難しいという中で、共同保育期間を6か月に延長する等、見直してきた部分もあります。人の配置は色々な事案があると思いますので、その時間数が配置できなかったときは、理由も含めて確認させていただきながら、そうならないように、早めに手だてを打ってきたところです。例えば法人の責任とはいえない不可抗力の事由で人が配置できないといった場合については、それに対して代替措置をどのように取っていくのか、市として考えながら対応していきたいと考えています。悪質な場合であれば、また別の話かと思っておりますが、基本的には募集要項の基準を満たした形に向けて努力していただき、それがなかなか難しい場合は、どのように代替措置をしていくのかといったところで進めていきたいと考えております。

【委員】

もし完全に引継ぎができない場合は、それは先延ばしということになる可能性があるのですか。そもそもこの引継ぎは先生間の話であり、私たちはそれをどう判断したらよいのですか。

【事務局】

判断というのは審査の中での話ですか。

【委員】

そうです。引き継がれたと言われたら、私たちはそれで納得せざるを得ないです。でも、本当に引き継がれてるのかという中身は、私たちには見えないので、それをどう考えたらよいのですか。

【事務局】

引継ぎの状況は、共同保育期間に個人懇談もありますので、その都度、担任予定の方と話をさせていただくことはできるかと思っております。

【事務局】

桜丘北保育所でしていることがきちんと引き継がれるのか、すごく不安に思っていることかと思っておりますが、所長を初め公立保育所の職員が共同保育期間中の毎月の状況をもろろ確認しますし、市の方でも現場の引継ぎの進捗状況、通常の引継ぎだけではなく、配慮が必要な子どもの引継ぎも含めて、

法人側だけではなく、市としてもしっかりと引継ぎをさせてもらわないと、そのままお任せできないということになりますので、公立保育所の職員を通じて確認していくと考えています。

【委員】

私たちはそれを聞くだけになるのですか。

【事務局】

今の担任の先生のことと保護者の皆さんはしっかり見てくれていると感じていますが、各クラスには10月から法人の担任の予定者が共同保育に入りますので、そのようなかたちで次の法人の保育士がしっかりとやってくれているのか、自分の子どものことをきちんと考えて行動してくれているのか、今までやってきたようなことをしっかりと引き継いでくれているのか、という部分は共同保育の半年間で見てもらえる時間があると考えています。

【委員】

その内容を最終的に理解した上で採点するということですか。

【事務局】

先ほど申し上げたのは引継ぎを確認する場としては、運営法人が決まって、法人の担任予定者の保育士が共同保育に来た期間に、自分のお子さんとの関わり等を見ることができるところでお伝えさせていただきました。この選定の時点では、実際に法人の保育士が共同保育に来ている状況ではないので、引継ぎの状況を見て判断することはできませんが、書類審査とプレゼンテーション審査の間に実施する保育所見学では、実際に法人が運営する保育所に行って、保育士の動きをみるといったこともできるので、書面、プレゼンテーションとあわせてご判断いただければと考えています。

【会長】

今のお話にあったように、審査の段階では、実際に引継ぎは始まっておらず、まずは引継ぎをきちんとしてくれそうな、よい保育と一緒にできる法人かというのを皆さんで考えていくことになるかと思えます。その後で、それを担保していくというところに関しては、選定基準の項目の中には、引継ぎや保護者の方の保育所見学に協力的であるか、という項目もあり、その内容はプレゼンテーションでも確認できると思います。色々な状況がある中でも、実際の引継ぎをきちんとやっていける、一緒にやっていけそうな法人をまず選んでいただく。今のご心配の部分というのは、その後の実際に引継ぎが始まった部分の話であり、選定が終わって法人と一緒に歩み出した後で、枚方市もきちんと間に入って指導があるでしょうし、今の公立保育所の職員の方もサポートしていただけるというのが、今のお話かと思えますがいかがでしょうか。

【委員】

でも、実際決まって引継ぎが始まって、問題があるという状況になれば、私たちの立場もありませんし、個人的な意見ですが、何かもう少し具体的なことも、内容にあってもよいのかなと思います。

【委員】

今、意見を聞いていましたが、先ほどから会長が言われるように、法人を決めて選定しようという段階

ですので、プレゼンテーションのときに大体話を聞けば、どのような内容か想像がつくかと思います。どのような法人に決まるか分からない状況で、今からそれを心配しても、どうしようもないかと思います。きちんとした法人を我々がどのようにして見抜いていかに集中したほうがよいかと思います。あとは、市が責任を持って、問題があれば解決してもらおうということでやっていってもらえれば別に問題はないのではないかと思います。

【会長】

ありがとうございます。

保護者の方は本当に不安な中で法人を決めなければならないということはよく分かります。そういったところを、例えば先ほどの話の中でも、市や公立保育所の先生方もきちんとサポートしていく、あるいは、書類審査やプレゼンテーションのところで、保護者の方だけで決めるのではなく、選定審査会の中できちんと確認できる部分もあるかと思います。ここが大丈夫かという不安があるのも、皆さんの中で共有しながら考えていけたらと思います。

【事務局】

委員の皆さんからのご意見は、我々としても重く受け止めていきたいと思っています。繰り返しになりますが、今は選定の段階であり、書類やプレゼンテーションの内容でご判断いただくところはございます。実際には、この選定審査会で答申をいただいて、最終的には市の責任として法人を決定させていただきます。その中で、もし何らかの疑義があった場合、例えば今回の民営化に限らず、民間の保育園で、保護者の方から色々なご意見があった場合は、その解決に向け市として間に入り対応させていただいてきたところです。その点については、これまでもさせていただいているところですし、民営化後につきましては、三者懇談会という形で法人、保護者の方、市が入りまして懇談会を行い、そこで色々なご意見をいただいて、例えばこういったところできていないということがあれば、改めて法人に対して、市からも話をしていく機会もありますので、法人選定後の部分については信用していただきたいと思っています。

今回の選定審査の基準につきましては、例えば移管後の職員の年齢構成の確認事項や保育士確保について具体案が示されているかといった項目も設けさせていただいております。その項目に関してご意見をいただきながら、またプレゼンの中で実際にやり取りしていただきながらご確認いただき、法人選定を進めていただければと考えています。

【会長】

ありがとうございます。

不安に思う内容はたくさんあると思いますので、その都度言っていただき、共有しながら、よりよい審査ができればと思います。

また、ほかに何かご意見、ご質問等ありますか。

【委員】

法人は書類の審査だけで決めるということで、あとはプレゼンテーションで質問したらよいということですよ。

【会長】

そうです。まずは書類を見ていただいて、確認できることはまず書類で確認します。それに加えてプレ

ゼンテーションのところで具体的な内容やもっと確認したいということがあれば、その辺はまた確認できる場があり、それも含めてトータルで最終審査という形になります。その内容が、例えば本当に不安だということであれば、またこの場で共有したらよいと思いますので、ご意見を言っていただければと思います。選定基準は、一旦はこの視点で法人を見ませんかという案というところですか。今不安に思っておられることは、実際に応募書類が出てきた中身のところでも出てくる可能性があり、その部分をまた共有して、点数にもそれが反映されてもよいかとは思いますが、一旦は、まず法人を見る視点を示していくということかと思えます。

また後ほどご意見をいただいても構いませんし、一旦、先へ進みます。

それでは、次に選定方法のうち、資料4-3について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料4-3に基づき「委員欠席の場合の採点方法について(案)」の説明)

【会長】

ありがとうございます。

できれば全員が審査していただくのが一番ですが、万が一やむを得ず欠席される場合に、できるだけ皆さんの意見を反映したいという案かと思えます。これについてご意見、ご質問等いかがでしょうか。

【副会長】

第3回書類審査と第4回プレゼンテーション審査の間の期間はどれくらい空いていますか。もし、濃厚接触者になった場合、2週間は外出できないので、書類審査もプレゼンテーションの両方に出席できない可能性はありますか。先ほど書類審査のときに、もし休んだ場合は、プレゼンテーションまでに来てもらって書類審査をするということでしたが、2週間空いていなければ、濃厚接触者になった場合は、書類審査もプレゼンテーションもどちらも出席できないということになってしまうため、もしその期間が2週間空いていなければ、その場合のことも今日決めておいた方がよいかと思いました。

【事務局】

書類審査の第3回選定審査会とプレゼンテーションの第4回選定審査会の日程は後ほどご相談させていただこうと思っておりましたが、第3回選定審査会を令和4年1月21日金曜日で、第4回選定審査会を2月1日火曜日と考えております。新型コロナウイルスの関係で出席できないといったことも考えて、予備日として2月15日火曜日という形で考えております。

【石田委員】

分かりました。万が一そういう状況になったときは、審査日をずらして、両方、少なくとも書類審査は出席できる日程であるということですね。当日熱が出て休んだという時は、予備日には変更できないと思いますが、それ以前の第3回選定審査会の時点で分かっているような状況の時は日程を予備日にずらすことができるということですね。

【事務局】

そのように考えております。

【会長】

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

これに関しては、恐らく皆さんに出席いただけるのが一番ですが、先ほど確認していただきましたように、日程的にはきちんと対応ができる日程になっているようです。特に問題はないかと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

これから日程を決めるということですね。

【事務局】

そうですね。後ほど日程を決めたいと考えています。

【会長】

いかがでしょうか。資料の4-3については、後ほどまた日程調整をすることとなります。これまでの項目についても、色々不安なことがあるかと思いますが、この形で審査の視点としては皆さん方で共有していけるか考えています。不安なこと、確認したいことは、その都度この場で確認していけたらと思います。そういう意味では、審議案件についてはおおむね事務局案で了承されたかと思いますが、選定基準と選定方法は事務局案をベースに進めていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

ありがとうございます。

それでは、また事務局と調整して作業を進めてまいりたいと思います。

以上で審議案件を終了させていただきます。事務局から選定に関わることで、何かありますでしょうか。

【事務局】

事務局からお伝えしたいことがございます。次回の第3回選定審査会では実際に応募法人の選考を行っていただきます。その際、公正な選考という観点から、今の段階ではどのような法人が応募されているか分かりませんが、応募のあった法人の代表者、理事の血縁の方、または、その法人が運営している保育園に勤務されている方などにつきましては、選考に関する利害関係者となりますので、委員としての採点につきましては、恐れ入りますが辞退いただくことが適当ではないかと考えております。現時点では委員の中にこれらに該当する可能性のある方がおられるのかどうか、公募してみないと分からない中ではありますが、応募結果を踏まえ、次回の選考の前に、万が一該当する場合はお申し出いただきまして、採点を辞退していただければと考えております。この点につきましては、公募に先駆けてご確認をいただく必要があるのではないかと思います、今の段階で提案させていただきました。

【会長】

ありがとうございます。

ただいま事務局から提案がありました。現時点では、まだどのような法人が応募してこられるのか全く分かりませんが、公正性の観点から、事務局からの説明があった事態が生じた場合の対応を公募前にはつ

きりさせておくということですが、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

そのようなことが生じるかどうかは、現時点では全く分かりませんが、そのような場合は、応募法人の関係の方につきましては、採点をご辞退いただくということで、お願いいたします。

なお、次回の第3回選定審査会の書類選考の前に、もう一度応募法人の関係者に該当するかの確認を行いますので、よろしくをお願いいたします。

そのほか何かありますか。

【事務局】

第1回選定審査会の時にお話ししており、改めてとなりますが、委員の皆さんへ再度お伝えしたいことがございます。本日、審議していただきました選考基準、選考方法に基づき、次回以降、採点を行っていただくこととなりますが、今後法人募集を行うに際し、本日の内容が外部に漏れてしまいますと、公正な選考の妨げになってしまいます。委員には守秘義務が課せられておりますので、この点については、くれぐれもご注意をお願いいたします。なお保護者委員につきましては、一定ほかの保護者の方に情報を共有する必要があるかと思いますが、事務局から例えば応募開始のタイミングで募集要項と法人の応募を開始したという案内や、応募があった法人については、事務局から保護者の方にお伝えしていきますので、ご安心いただければと思います。

【会長】

ありがとうございます。

今事務局から守秘義務と保護者の方々には事務局からきちんと情報提供させていただくというお話もありました。皆さん十分ご理解をいただいていると思いますが、守秘義務といった点からご注意をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から、法人決定までの今後のスケジュール（案）について説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料5に基づき、今後のスケジュール案について説明)

第3回、第4回選定審査会の日程については、先ほど申し上げましたが、第3回選定審査会は令和4年1月21日金曜日、第4回選定審査会は2月1日火曜日、先ほどコロナのご意見いただきましたが、予備日といたしまして2月15日火曜日という形で考えております。次回以降の書類審査やプレゼンテーション審査の場合、1法人だけではなく複数法人が出てくる可能性もありますので、少し早く開始したいと考えております。お忙しいかと思いますが、16時からの開始であればいかがでしょうか。

【委員】

1月の年明けは仕事が忙しく、16時は難しいです。

【事務局】

16時半開始であればいかがでしょうか。

【委員】

今日も仕事途中で帰ってきて、ぎりぎりでしたので。

【事務局】

今日も本当に駆けつけていただいていることも重々承知の上ですが、審査の段階では第1回選定審査会のように時間切れにはしたくないと思っており、できれば早くスタートしたいと考えています。

【事務局】

例えば第3回選定審査会は書類審査ですので、例えば17時半開始であればいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

【事務局】

ありがとうございます。第3回選定審査会は令和4年1月21日金曜日の17時30分からの開始とさせていただきます。第4回選定審査会は2月1日火曜日の夕方だと考えておりますが、このときにプレゼンテーション審査を行いますので、時間もかかるため、17時開始ではいかがでしょうか。

【委員】

さっきより早くなっています。

【事務局】

例えば今日のように18時30分から始めると終わる時間が遅くなってしまいます。

本庁舎で行いますので、部屋の使用時間の制限はなく、遅くても事務局は構いません。ただ、お子さんのことも考えると、余り遅くなるとどうかと考えており、その辺を相談しながら決めたいと思っています。

【委員】

プレゼンテーションは質問の時間はありますか。

【事務局】

今考えているのは15分プレゼンテーション、30分質疑応答で1法人45分ぐらいと考えています。

【事務局】

複数の応募があれば、公平性の観点から、時間は同じにしますが、1法人のみの応募であれば、この際聞いていただいたほうがよいということであれば時間は柔軟に対応できる場合もあります。法人の応募数が決まらないと正直分からないところはありますが。

【委員】

まだ、シフトも決まっておらず、分からない部分もありますが、一応17時にします。

【事務局】

すみません。ありがとうございます。

【事務局】

日程の確認で、第3回選定審査会は令和4年1月21日金曜日17時30分から、第4回選定審査会は2月1日火曜日17時から、予備日の2月15日火曜日についても17時から開始させていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】

その日程でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【会長】

ありがとうございます。

今日程の調整もできましたが、皆さんよろしいでしょうか。お忙しい中、申し訳ありません、よろしくお願ひいたします。皆さんと協力しながら次回から審査を行っていきたくと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、法人経理については、なかなか私どもでは判断できない部分があるかと思ひます。専門家の今西委員に事前に集中的に見ていただき、次回の選定審査会のときにご説明いただければと考えております。

今西委員、事務局いかがでしょうか。

【委員】

はい、わかりました。

【会長】

ありがとうございます。

今西委員にご了承いただきましたので、事務局は今後今西委員と日程調整を行っていただき、事前に審査をお願ひいたします。それでは、これで本日の案件は以上となります。よろしいでしょうか。

【委員】

すみません。1点だけよろしいですか。

【会長】

どうぞ。

【委員】

第1回選定審査会の時に市議会議員から意見がありましたよね。あれは市議会議員全員がそういう意見を出されたのですか。

【事務局】

市議会議員のお一方のご意見になります。

【委員】

1人だけで全員ではないのですか。それはどういった経緯ですか。

【事務局】

個別に聞いたというわけではなくて、市議会議員は各定例月議会の時に一般質問という機会があります。その時に民営化について聞きたいというところでお1人の議員からご質問いただいた内容に、前回申し上げたご要望が含まれていたということになりますので、市議会議員全員の総意というわけではありません。

【委員】

それは反映される内容なのですか。

【事務局】

第1回選定審査会では保護者委員のご意見もお伝えするお時間があったかと思いますが、市議会議員の意見は事務局が伝えないとこの場には伝わりませんので、代わりに伝えさせていただいたということになります。

【委員】

ほかにはそういう質問はなかったということですか。

【事務局】

そういう選定に係る要望といった内容はなかったです。

【委員】

分かりました。

【会長】

大丈夫ですか。ありがとうございます。

それでは、本日の案件は全て終了したかと思えます。以上をもちまして、本日の会議を閉会したいと思います。長い時間、本当にありがとうございました。また次回よろしく願いいたします。